



飼い主のいない猫の世話をする方へ



「お腹を空かせた猫がいる、かわいそうだから、エサをあげよう。」

こういう気持ちになった方はたくさんいると思います。しかし、しっかりとした管理がされていないとその猫により被害を受けた人たちとの間でトラブルの原因にもなります。まずは、ルールを守って、飼い主のいない不幸な猫を減らすことを始めましょう。

① エサの与え方について

決まった時間に決まった量を与え、エサを食べ残したらすぐに片づけましょう。食べ残しをそのままにしておくと、カラスやネズミなどが食べに集まってきてしまいます。また、自分の敷地内でエサをあげる場合でも、近隣の理解を得られるように努めましょう。

② フンの清掃や周囲の環境にも配慮しましょう

「あなたがエサを与えている猫が私の家の庭でフンをして困っている。」このようなことで住民トラブルに発展してしまうケースが多くあります。トイレの設置や清掃をし、近隣の理解を得られるようにしましょう。

③ 不妊・去勢手術をしましょう

猫は生後6か月くらいから毎年2～3回出産し、一回に2～8匹ほどの子猫を生みます。不幸な猫を増やさないう不妊・去勢手術をしましょう。また、厚木市では飼い主のいない猫への不妊・去勢手術にも助成を行っております。

④ 猫小屋について

他人の私有地や公共の場所では、無許可で小屋を設置することはできません。近隣の人とのトラブルにならないためにも、所有者の許可を得てから設置するようにしましょう。

厚木市 生活環境課
TEL 046-225-2750